別記様式第２号（第９条関係）

その１

営　業　の　方　法

営業所の名称

営業所の所在地

風俗営業の種別　　法第２条第１項第　　号の営業

営　業　時　間	午前　　午前 　　時　　分から　　時　　分まで 午後　　午後 ただし、　　の日にあつては、 午前　　午前 　　時　　分から　　時　　分まで 午後　　午後
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する　　②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する　　②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒　類　の　提　供	①する　　②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する　　②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

<table>
<tr><td colspan="6">その２（Ａ）（法第２条第１項第１号から第３号までの営業）</td></tr>
<tr><td colspan="2">料　　金</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">料金の表示方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">役務提供の態様</td><td>客の接待をする場合はその内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">客の接待をする場合は接待を行う者の区分</td><td>常時当該営業所に雇用されている者</td><td colspan="3">名</td></tr>
<tr><td rowspan="4">それ以外の者</td><td colspan="3">名</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主たる派遣元</td><td>(ふりがな)
氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td>〒（　　）
（　　）　局　番</td></tr>
<tr><td>(ふりがな)
法人にあつては、その代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯</td><td>遊興の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>時　間　帯</td><td colspan="3">午前　午後　時　分から　午前　午後　時　分まで</td></tr>
<tr><td colspan="5">（法第２条第１項第１号の営業のみ記載すること）</td></tr>
<tr><td>客　　室</td><td colspan="2">和風のもの　　室</td><td colspan="2">その他のもの　　室</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">その２（Ｂ）（法第２条第１項第４号の営業）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（まあじやん屋のみ記載すること）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">遊　技　料　金</td><td colspan="3">①客１人当たりの時間を基礎として計算する
②まあじやん台１台につき時間を基礎として計算する</td></tr>
<tr><td colspan="2">全自動台につき</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">半自動台につき</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の台につき</td><td>円</td></tr>
<tr><td>遊　技　料　金　の
表　示　方　法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">（ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金</td><td>ぱちんこ遊技機</td><td>玉１個</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">回胴式遊技機</td><td>玉１個</td><td>円</td></tr>
<tr><td>メダル１枚</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">アレンジボール遊技機</td><td>玉１個</td><td>円</td></tr>
<tr><td>メダル１枚</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">じやん球遊技機</td><td>玉１個</td><td>円</td></tr>
<tr><td>メダル１枚</td><td>円</td></tr>
<tr><td>その他の遊技機
（　　）</td><td>につき</td><td>円</td></tr>
<tr><td>その他の営業の遊技料金</td><td>遊技の種類
（　　）</td><td>につき</td><td>円</td></tr>
<tr><td>遊　技　料　金　の
表　示　方　法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>賞　品　の
提　供　方　法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>提供する賞品のうち最も高価なもの</td><td colspan="3">（　　円）</td></tr>
</table>

その２（C）（法第２条第１項第５号の営業）	
料　　金	
料 金 の 表 示 方 法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する　　②しない
	①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前６時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第２項の規定に基づき都道府県の条例で、午前６時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前６時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）

備考

１　その１の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

２　その１の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。

３　その２（A）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（B）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（C）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に使用すること。

４　その２（A）又はその２（C）の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。

５　その２（A）又はその２（C）の「料金の表示方法」欄には、その２（A）又はその２（C）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。

６　その２（A）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。

７　その２（A）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。

８　その２（B）の「遊技料金の表示方法」欄には、その２（B）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。

９　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。